

## 船員派遣事業許可の更新基準の特例について

## 許可基準及び従前の更新基準（財産的基準）

次の①～③の全てを満たすこと

- ① 基準資産額※が1千万円以上
- ② 基準資産額※が負債の総額の7分の1以上
- ③ 現金・預金の額が8百万円以上

※ 基準資産額とは、資産合計[A]（繰延資産[B]及び営業権[C]を除く）から、負債総額[D]を控除したものの

貸借対照表

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金・預金		固定負債	
固定資産			
船舶		負債合計	[D]
		資本金等	
繰延資産	[B]		
営業権	[C]	資本合計	
資産合計	[A]	負債・資本合計	

船舶建造により、基準②を満たせなくなり更新が行えない事業者が出てきた

船舶建造費が高額  
船価が高騰した平成19年  
の一般貨物船は、  
499トン型で約5.5億円  
699トン型で約8億円



- ・平成17年 4月 船員派遣事業(常用雇用型)を制度化
- ・平成17年 6月 船員派遣事業第1号を許可
- ・平成20年 6月 許可の有効期間3年が経過し、更新を開始
- ・平成20年12月 許可178事業者中、74事業者が有効期間満了  
うち、63事業者が更新

## 内航海運事業者の財務状況

- 貸渡業(オーナー)では、負債比率※1,735%、負債から「船舶資産と同等額」を除いても負債比率※784%
- 運送業(オペレータ)では、負債比率※285%
- 内航海運業全体では、負債比率※496%

※ 負債比率とは、負債と自己資金との割合

[内航海運業収益が営業収益全体の7割以上の事業者データ]

## 更新時の特例（基準②を満たせない場合）

◆ 教育訓練のために、既に利用または1年以内に利用することが確実であると認められる施設、機器等に投資を行った結果、基準②を満たさなくなった場合は、負債の総額から、当該施設、機器等に要した金額※を控除して算定することを認める。

◆ 従来 of 監査に加え、特例により更新した事業者に対しては、更新後6ヶ月以内を目処に事業所監査を実施する。

## 考え方

- 教育訓練は、派遣船員の安全確保等の観点から義務化しているが、そのための施設等の費用は当然必要な経費であり、負債総額から控除することが適当である。
- 更新が行えないと派遣船員の解雇につながる可能性があり、雇用の安定が損なわれる。
- 陸の労働者派遣事業、建設業務労働者就労機会確保事業にも、同様の特例措置(更新時の教育訓練施設等の控除)がある。
- 同じ常用雇用型である陸の特定労働者派遣事業は財産的基準がない届出制であるが、船員派遣事業(常用雇用型)は許可制をとり、厳しく運用している。